

被扶養者の認定に関する提出書類一覧

◎ 全ての認定対象者について提出する書類

- 被扶養者異動届 (増)
- 健康保険被扶養者現況表 (認定対象者が「子」の場合、義務教育終了までは不要)
(義務教育終了までの子であっても、被保険者と姓が異なるときは必要)
- 認定対象者の属する世帯全員の住民票 (続柄記載必須、個人番号記載なし)
(住民票で続柄が確認できない場合、戸籍謄(抄)本)
(内縁の配偶者の場合、住民票の続柄が「未届けの妻(夫)」であること。「同居人」は認定不可)
- 認定対象者の収入を証明する書類
被保険者との続柄、収入の種類、届け出の理由によって提出する書類が異なるので、下表により確認

- [A 配偶者が認定対象者](#) [B 子供が認定対象者](#) [C 父母・祖父母が認定対象者](#)
[D 兄弟・姉妹・孫が認定対象者](#) [E その他の親族が認定対象者 \(被保険者と同居が必要\)](#)

* 住民票、(非)課税証明書、戸籍謄(抄)本などの公的書類は、**発行後3か月以内のもの**を提出してください。

* 被扶養者異動届に添付する証明書などの書類は、.jpeg .PDFなどの一般的な画像ファイルで可ですが、鮮明なものを提出してください。

* 状況により、ここに掲げたもの以外の書類の提出をお願いすることがあります。

◎ 続柄ごとの認定対象者の状況によって提出する書類

A 配偶者が認定対象者 [\(戻る\)](#)

認定対象者の状況	提出書類 (別居の場合は、備考欄1・2を参照)	備 考																
a～d 共通	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者異動届 (増) 健康保険被扶養者現況表 認定対象者の属する世帯全員の住民票 (続柄記載必須、個人番号記載なし) 年金手帳又は基礎年金番号通知書 (備考欄4参照) 	<ol style="list-style-type: none"> 被保険者が会社都合により単身赴任している場合は、「同居」とみなす 別居の場合の追加提出書類 送金額を証明する書類3か月分(コピー) ・預金通帳 又は 振込依頼書(A T M可) 又は ネットバンキング利用控え * 手渡しは不可 * 定期的な送金が必要 (原則月1回振込み) 																
a 無職・無収入	<ul style="list-style-type: none"> ・(非)課税証明書 ・(年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 	<ol style="list-style-type: none"> 内縁の配偶者 住民票の続柄が「未届けの妻(夫)」であること。「同居人」認定不可 																
b 申請日から遡って1年以内に退職し、無職	<ul style="list-style-type: none"> ・(非)課税証明書 ・退職証明(備考欄5参照) ・(年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 	<ol style="list-style-type: none"> 年金手帳は、基礎年金番号記載ページのコピー * 厚生年金第3号被保険者の届出に必要なため 申請日から遡って1年以内の退職者の提出書類 																
c 就労中(パート・アルバイト等)	<ul style="list-style-type: none"> ・(非)課税証明書 ・給与明細(直近3か月)又は雇用条件証明書 (健保指定書式)又は雇用契約書 ・(年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>認定対象者の状態</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 雇用保険未加入</td> <td>・雇用保険未加入を記載した退職証明書 ・給与明細1か月分</td> </tr> <tr> <td>(2) 失業保険待機期間中</td> <td>・雇用保険受給資格者証(両面) ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)</td> </tr> <tr> <td>(3) 失業保険受給中</td> <td>・雇用保険受給資格者証(両面)</td> </tr> <tr> <td>(4) 失業保険受給終了</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 失業保険を受給しない</td> <td>・雇用保険被保険者離職票(-1、-2)</td> </tr> <tr> <td>(6) 失業保険の受給資格なし</td> <td>・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)</td> </tr> <tr> <td>(7) 失業保険を受給延長する</td> <td>・雇用保険被保険者離職票(-1、-2) ・受給延長通知書 ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)</td> </tr> </tbody> </table>	認定対象者の状態	提出書類	(1) 雇用保険未加入	・雇用保険未加入を記載した退職証明書 ・給与明細1か月分	(2) 失業保険待機期間中	・雇用保険受給資格者証(両面) ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)	(3) 失業保険受給中	・雇用保険受給資格者証(両面)	(4) 失業保険受給終了		(5) 失業保険を受給しない	・雇用保険被保険者離職票(-1、-2)	(6) 失業保険の受給資格なし	・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)	(7) 失業保険を受給延長する	・雇用保険被保険者離職票(-1、-2) ・受給延長通知書 ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)
認定対象者の状態	提出書類																	
(1) 雇用保険未加入	・雇用保険未加入を記載した退職証明書 ・給与明細1か月分																	
(2) 失業保険待機期間中	・雇用保険受給資格者証(両面) ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)																	
(3) 失業保険受給中	・雇用保険受給資格者証(両面)																	
(4) 失業保険受給終了																		
(5) 失業保険を受給しない	・雇用保険被保険者離職票(-1、-2)																	
(6) 失業保険の受給資格なし	・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)																	
(7) 失業保険を受給延長する	・雇用保険被保険者離職票(-1、-2) ・受給延長通知書 ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)																	
d 自営業・フリーランス (収入が減少した場合の追加書類)	<ul style="list-style-type: none"> ・(非)課税証明書 ・確定申告書(第1表)(第2表) 及び収支内訳書又は青色申告決算書 ・(年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 ・廃業届又は念書、直近の売上明細(3か月分) など廃業又は収入の減少を証明する書類 																	
<p>* 自営業者の提出書類の補足説明</p> <p>(1) 自営業を新規に開業した(又は開業したが、未だ確定申告に至っていない)場合は、「事業計画書」又は「開業届」を提出</p> <p>(2) 自営業者の収入とは『総収入-直接的必要経費』とする 直接必要経費とは、生産活動に要する原材料等仕入れに要する費用(仕入原価、材料費、加工等外注費)を指し、水道光熱費・交際費等の間接経費は含めない</p>																		

B 子供が認定対象者 [\(戻る\)](#)

認定対象者の状況	提出書類 (別居の場合は、備考欄3～5を参照)	備 考																
a～c 共通	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者異動届 (増) 健康保険被扶養者現況表 (備考欄6参照) 認定対象者の属する世帯全員の住民票 (続柄記載必須、個人番号記載なし) (備考欄6参照) 	<ol style="list-style-type: none"> 養子は、実子として扱う 配偶者の連れ子は、実子と同様に扱う 被保険者が会社都合により単身赴任している場合は、「同居」とみなす 通学のため被保険者と別居している場合は、「同居」とみなす 被保険者と別居している場合の追加書類 <ul style="list-style-type: none"> (1) 被保険者との続柄の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄 (抄) 本 (2) 送金額を証明する書類3か月分 (コピー) <ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳 又は 振込依頼書 (ATM可) 又は ネットバンキング利用控え * 手渡しは不可 * 定期的な送金が必要 (原則月1回振込み) 																
a 出生及び義務教育終了まで (夫婦共同扶養の確認)	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の収入証明 (備考欄8参照) 	<ol style="list-style-type: none"> aの場合であって、被保険者と姓が同じ場合は、被扶養者異動届と住民票を提出 健康保険被扶養者現況表は省略 なお、住民票で続柄が確認できないときは、戸籍謄 (抄) 本の提出が必要 																
b 高校生以上の学生 ・大学、修了年限1年以上の各種学校の学生 (予備校通学中の者を含む) (夫婦共同扶養の確認)	<ul style="list-style-type: none"> 学生証又は在学証明書 (備考欄4参照) 配偶者の収入証明 (備考欄8参照) 	<ol style="list-style-type: none"> 申請日から遡って1年以内の退職者の提出書類 																
c-1 学生以外 ・無職 ・夜間部・通信制・修了年限1年未満の各種学校に通学する学生で無収入 (夫婦共同扶養の確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・(非)課税証明書 ・(年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 配偶者の収入証明 (備考欄8参照) 	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>認定対象者の状態</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 雇用保険未加入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険未加入を記載した退職証明書 給与明細1か月分 </td> </tr> <tr> <td>(2) 失業保険待機期間中</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証 (両面) 被扶養者認定に係る誓約書 (健保指定書式) </td> </tr> <tr> <td>(3) 失業保険受給中</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証 (両面) </td> </tr> <tr> <td>(4) 失業保険受給終了</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 失業保険を受給しない</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者離職票 (-1、-2) </td> </tr> <tr> <td>(6) 失業保険の受給資格なし</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者認定に係る誓約書 (健保指定書式) </td> </tr> <tr> <td>(7) 失業保険を受給延長する</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者離職票 (-1、-2) 受給延長通知書 被扶養者認定に係る誓約書 (健保指定書式) </td> </tr> </tbody> </table>	認定対象者の状態	提出書類	(1) 雇用保険未加入	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険未加入を記載した退職証明書 給与明細1か月分 	(2) 失業保険待機期間中	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証 (両面) 被扶養者認定に係る誓約書 (健保指定書式) 	(3) 失業保険受給中	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証 (両面) 	(4) 失業保険受給終了		(5) 失業保険を受給しない	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者離職票 (-1、-2) 	(6) 失業保険の受給資格なし	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者認定に係る誓約書 (健保指定書式) 	(7) 失業保険を受給延長する	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者離職票 (-1、-2) 受給延長通知書 被扶養者認定に係る誓約書 (健保指定書式)
認定対象者の状態	提出書類																	
(1) 雇用保険未加入	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険未加入を記載した退職証明書 給与明細1か月分 																	
(2) 失業保険待機期間中	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証 (両面) 被扶養者認定に係る誓約書 (健保指定書式) 																	
(3) 失業保険受給中	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証 (両面) 																	
(4) 失業保険受給終了																		
(5) 失業保険を受給しない	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者離職票 (-1、-2) 																	
(6) 失業保険の受給資格なし	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者認定に係る誓約書 (健保指定書式) 																	
(7) 失業保険を受給延長する	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者離職票 (-1、-2) 受給延長通知書 被扶養者認定に係る誓約書 (健保指定書式) 																	
c-2 学生以外 申請日から遡って1年以内に退職し、無職 (夫婦共同扶養の確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・(非)課税証明書 ・退職証明 (備考欄7参照) ・(年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 配偶者の収入証明 (備考欄8参照) 																	
c-3 学生以外 就労中 (パート・アルバイト等) (c-1の各種学校に通学する学生で収入のある者を含む) (夫婦共同扶養の確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・(非)課税証明書 ・給与明細 (直近3か月) 又は 雇用条件証明書 (健保指定書式) 又は 雇用契約書 ・(年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 配偶者の収入証明 (備考欄8参照) 																	
c-4 学生以外 自営業・フリーランス (収入が減少した場合の追加書類) (夫婦共同扶養の確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・(非)課税証明書 ・確定申告書 (第1表) (第2表) 及び 収支内訳書又は青色申告決算書 ・(年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 ・廃業届又は念書、直近の売上明細 (3か月分) など 廃業又は収入の減少を証明する書類 配偶者の収入証明 (備考欄8参照) 	<ol style="list-style-type: none"> 夫婦共同扶養の確認 <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の配偶者が他の社会保険 (健康保険組合、協会けんぽ、共済組合) の被保険者又は被保険者の配偶者が自衛官の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者の源泉徴収票 配偶者が自営業・フリーランスの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定申告書 (第1表) (第2表) 及び 収支内訳書又は青色申告決算書 																
<p>* 自営業者の提出書類の補足説明</p> <p>(1) 自営業を新規に開業した (又は開業したが、未だ確定申告に至っていない) 場合は、「事業計画書」又は「開業届」を提出</p> <p>(2) 自営業者の収入とは『総収入 - 直接的必要経費』とする。 直接必要経費とは、生産活動に要する原材料等仕入れに要する費用 (仕入原価、材料費、加工等外注費) を指し、水道光熱費・交際費等の間接経費は含めない</p>		<p>* 夫婦共同扶養の確認とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子を有する夫婦は、共同して子を扶養する義務があります。(夫婦共同扶養義務) ・健康保険では、子を共同扶養する場合、原則として夫婦のうち収入の多い方の被扶養者となります。(恣意的に選ぶことはできません) ただし、収入の差が10%以内であれば、収入の少ない被保険者の被扶養者とすることができます。 ・このため、夫婦の一方がアマゾンジャパン健康保険組合の被扶養者ではない場合、その方の収入の証明を求めて確認することになります。 ・収入には給与収入と給与以外の収入があります。アマゾンの社員の方でRSUなどの月次の給与以外の収入があり、結果として配偶者の収入を上回る場合は、直近の確定申告書を提出して、子を自らの被扶養者とすることができます。 ・なお、被扶養者を有する被保険者が育児休業等を取得した場合、休業期間中は被扶養者の異動は行いません。ただし、新たに誕生した子については、原則通りの認定手続きを行います。 																

C 父母・祖父母が認定対象者 [\(戻る\)](#)

認定対象者の状況	提出書類 (別居の場合は、備考欄 1～3 を参照)	備 考																
a～d 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者異動届 (増) ・健康保険被扶養者現況表 ・認定対象者の属する世帯全員の住民票 (続柄記載必須、個人番号記載なし) 	1 被保険者が会社都合により単身赴任している場合であって、認定対象者が被保険者の配偶者又は子と同居しているときは、「同居」とみなす 2 同一住所で世帯分離している場合は、原則として別居扱い 3 被保険者と別居している場合の追加書類																
a 無職・無収入 (優先扶養義務者の確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・(非)課税証明書 ・(年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 ・世帯全員の収入証明 (備考欄 5 参照) 	(1) 被保険者との続柄の確認 ・戸籍謄 (抄) 本 (2) 送金額を証明する書類 3 か月分 (コピー) ・預金通帳 又は 振込依頼書 (A T M 可) 又は ネットバンキング利用控え * 手渡しは不可 * 定期的な送金が必要 (原則月 1 回振込み)																
b 申請日から遡って 1 年以内に退職し、無職 (優先扶養義務者の確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・(非)課税証明書 ・退職証明 (備考欄 4 参照) ・(年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 ・世帯全員の収入証明 (備考欄 5 参照) 	4 申請日から遡って 1 年以内の退職者の提出書類																
c 就労中 (パート・アルバイト等) (優先扶養義務者の確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・(非)課税証明書 ・給与明細 (直近 3 か月) 又は雇用条件証明書 (健保指定書式) 又は雇用契約書 ・(年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 ・世帯全員の収入証明 (備考欄 5 参照) 	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>認定対象者の状態</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 雇用保険未加入</td> <td>・雇用保険未加入を記載した退職証明書 ・給与明細 1 か月分</td> </tr> <tr> <td>(2) 失業保険待機期間中</td> <td>・雇用保険受給資格者証 (両面) ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)</td> </tr> <tr> <td>(3) 失業保険受給中</td> <td>・雇用保険受給資格者証 (両面)</td> </tr> <tr> <td>(4) 失業保険受給終了</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 失業保険を受給しない</td> <td>・雇用保険被保険者離職票 (-1、-2)</td> </tr> <tr> <td>(6) 失業保険の受給資格なし</td> <td>・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)</td> </tr> <tr> <td>(7) 失業保険を受給延長する</td> <td>・雇用保険被保険者離職票 (-1、-2) ・受給延長通知書 ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)</td> </tr> </tbody> </table>	認定対象者の状態	提出書類	(1) 雇用保険未加入	・雇用保険未加入を記載した退職証明書 ・給与明細 1 か月分	(2) 失業保険待機期間中	・雇用保険受給資格者証 (両面) ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)	(3) 失業保険受給中	・雇用保険受給資格者証 (両面)	(4) 失業保険受給終了		(5) 失業保険を受給しない	・雇用保険被保険者離職票 (-1、-2)	(6) 失業保険の受給資格なし	・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)	(7) 失業保険を受給延長する	・雇用保険被保険者離職票 (-1、-2) ・受給延長通知書 ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)
認定対象者の状態	提出書類																	
(1) 雇用保険未加入	・雇用保険未加入を記載した退職証明書 ・給与明細 1 か月分																	
(2) 失業保険待機期間中	・雇用保険受給資格者証 (両面) ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)																	
(3) 失業保険受給中	・雇用保険受給資格者証 (両面)																	
(4) 失業保険受給終了																		
(5) 失業保険を受給しない	・雇用保険被保険者離職票 (-1、-2)																	
(6) 失業保険の受給資格なし	・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)																	
(7) 失業保険を受給延長する	・雇用保険被保険者離職票 (-1、-2) ・受給延長通知書 ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)																	
d 自営業・フリーランス (収入が減少した場合の追加書類) (優先扶養義務者の確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・(非)課税証明書 ・確定申告書 (第 1 表) (第 2 表) 及び収支内訳書又は青色申告決算書 ・(年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 ・廃業届又は念書、直近の売上明細 (3 か月分) など廃業又は収入の減少を証明する書類 ・世帯全員の収入証明 (備考欄 5 参照) 	5 優先扶養義務者の確認 ・認定対象者と同居している家族全員の収入の証明書。ただし、学生以下は不要 (非)課税証明書 又は 源泉徴収票 又は 確定申告書 (第 1 表) (第 2 表) ・認定対象者とその配偶者が別居している場合は、その配偶者の収入の証明書																
* 自営業者の提出書類の補足説明 (1) 自営業を新規に開業した (又は開業したが、未だ確定申告に至っていない) 場合は、「事業計画書」又は「開業届」を提出 (2) 自営業者の収入とは『総収入 - 直接的必要経費』とする。 直接必要経費とは、生産活動に要する原材料等仕入れに要する費用 (仕入原価、材料費、加工等外注費) を指し、水道光熱費・交際費等の間接経費は含めない		* 優先扶養義務者の確認とは ・親族間の扶養義務については民法877条、その順位については878条において規定されています。 ・健康保険組合は、被扶養者の認定にあたり、申請のあった認定対象者について他に扶養義務を果たすべき親族の有無を確認します。																

D 兄弟・姉妹・孫が認定対象者

[\(戻る\)](#)

認定対象者の状況	提出書類 (別居の場合は、備考欄2・3を参照)	備考																
a～c 共通	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者異動届 (増) 健康保険被扶養者現況表 認定対象者の属する世帯全員の住民票 (続柄記載必須、個人番号記載なし) 	<ol style="list-style-type: none"> 被保険者が会社都合により単身赴任している場合であって、認定対象者が被保険者の配偶者又は子と同居しているときは、「同居」とみなす 同一住所で世帯分離している場合は、原則として別居扱い 被保険者と別居している場合の追加書類 																
a 出生及び義務教育終了まで (優先扶養義務者の確認)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の収入証明 (備考欄5参照) 	<ol style="list-style-type: none"> 被保険者との続柄の確認 <ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄 (抄) 本 																
b 高校生以上の学生 ・大学、修了年限1年以上の各種学校の学生 (予備校通学中の者を含む) (優先扶養義務者の確認)	<ul style="list-style-type: none"> 学生証又は在学証明書 世帯全員の収入証明 (備考欄5参照) 	<ol style="list-style-type: none"> 送金額を証明する書類3か月分 (コピー) <ul style="list-style-type: none"> 預金通帳 又は 振込依頼書 (ATM可) 又は ネットバンキング利用控え * 手渡しは不可 * 定期的な送金が必要 (原則月1回振込み) 																
c-1 学生以外 ・無職 ・夜間部・通信制・修了年限1年未満の各種学校に通学する学生で無収入 (優先扶養義務者の確認)	<ul style="list-style-type: none"> (非)課税証明書 (年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 世帯全員の収入証明 (備考欄5参照) 	<ol style="list-style-type: none"> 申請日から遡って1年以内の退職者の提出書類 <table border="1" data-bbox="1134 730 1995 1299"> <thead> <tr> <th>認定対象者の状態</th> <th>提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 雇用保険未加入</td> <td>・雇用保険未加入を記載した退職証明書 ・給与明細1か月分</td> </tr> <tr> <td>(2) 失業保険待機期間中</td> <td>・雇用保険受給資格者証 (両面) ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)</td> </tr> <tr> <td>(3) 失業保険受給中</td> <td>・雇用保険受給資格者証 (両面)</td> </tr> <tr> <td>(4) 失業保険受給終了</td> <td>・雇用保険受給資格者証 (両面)</td> </tr> <tr> <td>(5) 失業保険を受給しない</td> <td>・雇用保険被保険者離職票 (-1、-2)</td> </tr> <tr> <td>(6) 失業保険の受給資格なし</td> <td>・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)</td> </tr> <tr> <td>(7) 失業保険を受給延長する</td> <td>・雇用保険被保険者離職票 (-1、-2) ・受給延長通知書 ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)</td> </tr> </tbody> </table> 	認定対象者の状態	提出書類	(1) 雇用保険未加入	・雇用保険未加入を記載した退職証明書 ・給与明細1か月分	(2) 失業保険待機期間中	・雇用保険受給資格者証 (両面) ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)	(3) 失業保険受給中	・雇用保険受給資格者証 (両面)	(4) 失業保険受給終了	・雇用保険受給資格者証 (両面)	(5) 失業保険を受給しない	・雇用保険被保険者離職票 (-1、-2)	(6) 失業保険の受給資格なし	・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)	(7) 失業保険を受給延長する	・雇用保険被保険者離職票 (-1、-2) ・受給延長通知書 ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)
認定対象者の状態	提出書類																	
(1) 雇用保険未加入	・雇用保険未加入を記載した退職証明書 ・給与明細1か月分																	
(2) 失業保険待機期間中	・雇用保険受給資格者証 (両面) ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)																	
(3) 失業保険受給中	・雇用保険受給資格者証 (両面)																	
(4) 失業保険受給終了	・雇用保険受給資格者証 (両面)																	
(5) 失業保険を受給しない	・雇用保険被保険者離職票 (-1、-2)																	
(6) 失業保険の受給資格なし	・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)																	
(7) 失業保険を受給延長する	・雇用保険被保険者離職票 (-1、-2) ・受給延長通知書 ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)																	
c-2 学生以外 申請日から遡って1年以内に退職し、無職 (優先扶養義務者の確認)	<ul style="list-style-type: none"> (非)課税証明書 退職証明 (備考欄4参照) (年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 世帯全員の収入証明 (備考欄5参照) 	<ol style="list-style-type: none"> 失業保険受給中 失業保険受給終了 																
c-3 学生以外 就労中 (パート・アルバイト等) (c-1の各種学校に通学する学生で収入のある者を含む) (優先扶養義務者の確認)	<ul style="list-style-type: none"> (非)課税証明書 給与明細 (直近3か月) 又は雇用条件証明書 (健保指定書式) 又は雇用契約書 (年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 世帯全員の収入証明 (備考欄5参照) 	<ol style="list-style-type: none"> 失業保険を受給しない 失業保険の受給資格なし 																
c-4 学生以外 自営業・フリーランス (収入が減少した場合の追加書類) (優先扶養義務者の確認)	<ul style="list-style-type: none"> (非)課税証明書 確定申告書 (第1表) (第2表) 及び収支内訳書又は青色申告決算書 (年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 廃業届又は念書、直近の売上明細 (3か月分) など廃業又は収入の減少を証明する書類 世帯全員の収入証明 (備考欄5参照) 	<ol style="list-style-type: none"> 失業保険を受給延長する 																
<p>* 自営業者の提出書類の補足説明</p> <p>(1) 自営業を新規に開業した (又は開業したが、未だ確定申告に至っていない) 場合は、「事業計画書」又は「開業届」を提出</p> <p>(2) 自営業者の収入とは『総収入 - 直接的必要経費』とする。 直接必要経費とは、生産活動に要する原材料等仕入れに要する費用 (仕入原価、材料費、加工等外注費) を指し、水道光熱費・交際費等の間接経費は含めない</p>		<ol style="list-style-type: none"> 優先扶養義務者の確認 <ul style="list-style-type: none"> 認定対象者と同居している家族全員の収入の証明書。ただし、学生以下は不要 (非)課税証明書 又は 源泉徴収票 又は 確定申告書 (第1表) (第2表) 被保険者の被扶養者として認定を求める理由を、被扶養者現況表に明記 <p>* 優先扶養義務者の確認とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 親族間の扶養義務については民法877条、その順位については878条において規定されています。 健康保険組合は、被扶養者の認定にあたり、申請のあった認定対象者について他に扶養義務を果たすべき親族の有無を確認します。 																

E その他の親族が認定対象者（被保険者と同居が必要） [\(戻る\)](#)

認定対象者の状況	提出書類	備 考																
a～c 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者異動届（増） ・健康保険被扶養者現況表 ・認定対象者の属する世帯全員の住民票 （続柄記載必須、個人番号記載なし） 	<p>1 被保険者が会社都合により単身赴任している場合であって、認定対象者が被保険者の配偶者又は子と同居しているときは、「同居」とみなす</p> <p>2 申請日から遡って1年以内の退職者の提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">認定対象者の状態</th> <th style="width: 50%;">提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 雇用保険未加入</td> <td>・雇用保険未加入を記載した退職証明書 ・給与明細 1 か月分</td> </tr> <tr> <td>(2) 失業保険待機期間中</td> <td>・雇用保険受給資格者証（両面） ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)</td> </tr> <tr> <td>(3) 失業保険受給中</td> <td>・雇用保険受給資格者証（両面）</td> </tr> <tr> <td>(4) 失業保険受給終了</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 失業保険を受給しない</td> <td>・雇用保険被保険者離職票（-1、-2）</td> </tr> <tr> <td>(6) 失業保険の受給資格なし</td> <td>・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)</td> </tr> <tr> <td>(7) 失業保険を受給延長する</td> <td>・雇用保険被保険者離職票（-1、-2） ・受給延長通知書 ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)</td> </tr> </tbody> </table>	認定対象者の状態	提出書類	(1) 雇用保険未加入	・雇用保険未加入を記載した退職証明書 ・給与明細 1 か月分	(2) 失業保険待機期間中	・雇用保険受給資格者証（両面） ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)	(3) 失業保険受給中	・雇用保険受給資格者証（両面）	(4) 失業保険受給終了		(5) 失業保険を受給しない	・雇用保険被保険者離職票（-1、-2）	(6) 失業保険の受給資格なし	・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)	(7) 失業保険を受給延長する	・雇用保険被保険者離職票（-1、-2） ・受給延長通知書 ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)
認定対象者の状態	提出書類																	
(1) 雇用保険未加入	・雇用保険未加入を記載した退職証明書 ・給与明細 1 か月分																	
(2) 失業保険待機期間中	・雇用保険受給資格者証（両面） ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)																	
(3) 失業保険受給中	・雇用保険受給資格者証（両面）																	
(4) 失業保険受給終了																		
(5) 失業保険を受給しない	・雇用保険被保険者離職票（-1、-2）																	
(6) 失業保険の受給資格なし	・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)																	
(7) 失業保険を受給延長する	・雇用保険被保険者離職票（-1、-2） ・受給延長通知書 ・被扶養者認定に係る誓約書(健保指定書式)																	
a 出生及び義務教育終了まで （優先扶養義務者の確認）	・世帯全員の収入証明（備考欄3参照）																	
b 高校生以上の学生 修了年限1年以上の各種学校の学生 予備校通学中の者 （優先扶養義務者の確認）	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証又は在学証明書 ・世帯全員の収入証明（備考欄3参照） 																	
c-1 学生以外 ・無職 ・夜間部・通信制・修了年限1年未満の 各種学校に通学する学生で無収入 （優先扶養義務者の確認）	<ul style="list-style-type: none"> ・(非)課税証明書 ・(年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 ・世帯全員の収入証明（備考欄3参照） 																	
c-2 学生以外 申請日から遡って1年以内に退職し、無職 （優先扶養義務者の確認）	<ul style="list-style-type: none"> ・(非)課税証明書 ・退職証明（備考欄4参照） ・(年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 ・世帯全員の収入証明（備考欄5参照） 	<p>3 優先扶養義務者の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定対象者と同居している家族全員の収入の証明書。ただし、学生以下は不要 （非)課税証明書 又は 源泉徴収票 又は 確定申告書（第1表）（第2表） ・被保険者の被扶養者として認定を求める理由を、被扶養者現況表に明記 																
c-3 学生以外 就労中（パート・アルバイト等） （c-1の各種学校に通学する学生で収入のある者を含む） （優先扶養義務者の確認）	<ul style="list-style-type: none"> ・(非)課税証明書 ・給与明細（直近3か月）又は雇用条件証明書 （健保指定書式）又は雇用契約書 ・(年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 ・世帯全員の収入証明（備考欄3参照） 	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 優先扶養義務者の確認とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親族間の扶養義務については民法877条、その順位については878条において規定されています。 ・健康保険組合は、被扶養者の認定にあたり、申請のあった認定対象者について他に扶養義務を果たすべき親族の有無を確認します。 </div>																
c-4 学生以外 自営業・フリーランス （収入が減少した場合の追加書類） （優先扶養義務者の確認）	<ul style="list-style-type: none"> ・(非)課税証明書 ・確定申告書（第1表）（第2表） 及び収支内訳書又は青色申告決算書 ・(年金受給者のとき)最新の年金振込通知書等 ・廃業届又は念書、直近の売上明細（3か月分） など廃業又は収入の減少を証明する書類 ・世帯全員の収入証明（備考欄3参照） 																	
<p>* 自営業者の提出書類の補足説明</p> <p>(1) 自営業を新規に開業した（又は開業したが、未だ確定申告に至っていない）場合は、「事業計画書」又は「開業届」を提出</p> <p>(2) 自営業者の収入とは『総収入－直接的必要経費』とする。 直接必要経費とは、生産活動に要する原材料等仕入れに要する費用（仕入原価、材料費、加工等外注費）を指し、水道光熱費・交際費等の間接経費は含めない</p>																		

【市区町村役場で取得する(非)課税証明書・住民票について】

市区町村役場で取得する書類を下記の表に記載しています。

『被保険者からみた認定対象者の続柄』から、書類を確認し、市区町村役場で書類を取得してください。

書類名	被保険者からみた認定対象者の続柄			注意事項
	配偶者	子	その他 (配偶者・子以外)	
(非)課税証明書	必ず提出	学生以外は必ず提出	学生以外は必ず提出	<ul style="list-style-type: none"> ●収入金額の記載があるもの ●無収入の場合は収入金額欄に記載省略のない「¥0」表記のあるもの (表記の仕方は市区町村によって対応が異なるときがあります。 「¥0」に対応できないときは、窓口で申し出た結果である旨、証明書の余白に補記してください) ※1…配偶者が被扶養者ではなく、夫婦共同扶養である場合は、「(非)課税証明書」の代わりに、直近の「源泉徴収票」の提出でも可能です。 ※2…学生の場合は「在学証明証」または「学生証」を提出してください。(義務教育は不要)
市区町村により名称が異なります	○ * 1	△ * 2	△ * 2	
世帯全員の住民票	必ず提出	義務教育以外は必ず提出	必ず提出	<ul style="list-style-type: none"> ●個人票ではなく、世帯全員の「住民票」 ●続柄や筆頭者を省略していないもの ●個人番号(マイナンバー)の記載のないもの ●1世帯につき1部で可 * 3…義務教育期間中であっても、被保険者と姓の異なるときは、必要です。
	○	△ * 3	○	

書類取得の際には、下記の発行願を市区町村役場窓口に提示するとスムーズです

・「(非)課税証明書」を取得するときは『発行願①』を提示してください。

・「住民票」を取得するときは『発行願②』を提示してください。

提示後の対応は、交付窓口対応者の指示に従ってください

発行願① 「(非)課税証明書」

市区町村役場
「(非)課税証明書」の交付窓口担当者様

アマゾンジャパン健康保険組合
(公印省略)

「(非)課税証明書」の交付申請のお願い

健康保険組合の被扶養者認定の申請にあたり、収入証明を使用目的として直近1年分の「(非)課税証明書」の交付を申請します。「(非)課税証明書」には、必ず収入金額の記載をお願いします。

また、証明の対象者が『無収入』である場合には、『収入金額欄に記載省略のない「¥0」表記のある』証明書の交付をお願いします。

発行願② 世帯全員の「住民票」

市区町村役場
「住民票」の交付窓口担当者様

アマゾンジャパン健康保険組合
(公印省略)

「住民票」の交付申請のお願い

健康保険組合の被扶養者認定の申請にあたり、同居・別居の証明を使用目的として世帯全員の「住民票」の交付を申請します。

「住民票」は、続柄や筆頭者を省略することなく、必ず世帯全員を表記した個人番号(マイナンバー)の記載のないもので交付をお願いします。